（前のページより続き）

○道路に関する件
（中国地方整備局七九）
○道路に関する件
（九州地方整備局一〇四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省　会計検査院
最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
登録実施機関の登録事項の変更について（北海道運輸局）

〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、公示送達関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第五十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十五条第六項、第二十六条第三項及び第二十七条第三項並びに総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第百三十四条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「前条第二項第一号八」を「第十八条第二項第一号ハ」に改める。

附則第十六条から第十八条までを削り、附則第十八条の二を附則第十六条とし、附則第十八条の三を附則第十七条とする。

附則第十九条及び第二十条を削り、附則第二十条の二を附則第十八条とする。

附則第二十一条を削り、附則第二十二条を附則第十九条とする。

附則第二十三条を削り、附則第二十三条の二を附則第二十条とする。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「参画する」の下に「（貿易管理部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。

（ロボット政策室）

第三十条の二　産業機械課に、ロボット政策室を置く。

2　ロボット政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　産業機械課の所掌事務に係る物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務のうちロボットに関すること。

二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

3　ロボット政策室に、室長を置く。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第二条の二を削り、第二条の三を第二条とし、第二条の四から第二条の七までを二条ずつ繰り上げる。

第二条の八第一項中「三百十九人」を「三百二十四人」に改め、同条を第二条の六とする。

第四条中「第四条の三第一項第五号」を「第四条の二第一項第五号」に、「第四条の四第一項」を「第四条の三第一項」に改める。

第四条の二を削り、第四条の三を第四条の二とし、第四条の四を第四条の三とする。

第五条第一項から第三項までの規定並びに第五項及び第六項中「第四条の三第一項第五号」を「第四条の二第一項第五号」に改める。

附則第二項中「第二条の八第一項」を「第二条の六第一項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百七十一号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」に改める。

○総務省告示第二百十八号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県大崎市と宮城郡松島町との境界を次のとおり変更する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十七年七月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

大崎市に編入する区域

宮城郡松島町幡谷字岩下向一四の一から一四の四まで、一五の一から一五の四まで、一六の一、一六の二、五八の四及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部、字西品井沼一〇七の二、一〇九の五、一一〇の五、一一〇の七、一一〇の八、一一一の二、一一二の二、一一三の四、一一三の五及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

宮城郡松島町に編入する区域

大崎市鹿島台大迫字下志田五八〇の二、六〇七の二、六〇八の二、六三五の二、六三六、六三七の二、六六三の四、六六三の五、六六四の一、六六四の四及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部